

MY 企業年金通信

No. 2017-07

明治安田生命保険相互会社
 総合法人業務部
 団体年金コンサルティング室
 TEL : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
		厚生基金	DB	DC	その他
1	【制度関連】企業年金等のポータビリティの拡充 (平成30年5月施行)				

ポイント

- 働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直し等の実施を含む、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）が、平成28年6月3日に公布されました。このうち未施行であった企業年金等のポータビリティの拡充が、平成30年5月1日付で施行されることとなり、全ての改正事項が実施されることとなりました。
- 今般施行される企業年金等のポータビリティの拡充を受け、DBの事業主様は下記（1）につき規約変更が必要【注】となります（ただし、行政手続きは不要）。

- | | |
|---|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> （1）<u>脱退一時金相当額の移換可能対象者の拡大（DBからDC等）…規約例：4ページご参照</u> （2）<u>ポータビリティの拡充（DC（企業型・個人型）からDB）</u> （3）<u>ポータビリティの拡充（中退共と企業年金（DB・DC）間）</u> | ※あらかじめ規約に定めることで対応可能となります |
|---|--------------------------|

※確定給付企業年金：DB、確定拠出年金：DC、中小企業退職金共済：中退共

【注】当社幹事のお客さまにつきましては、変更規約案を順次、ご案内させていただきます

【ご参考：DC法改正に伴うDB法令の整備等の概要】

施行期日	改正概要
平成28年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・脱退一時金相当額の移換（申出期限の緩和） ・DB実施事業所の減少の特例 ・DBからDCへ資産移換する場合の同意要件の緩和 ・DB間の権利義務移転・承継に係る手続きの緩和
平成30年5月1日 (公布日から2年以内で 政令で定める日)	上記（1）・（2）・（3）

≪ 企業年金等のポータビリティの拡充の概要について 【平成30年5月施行】 ≫

(1) 脱退一時金相当額の移換可能対象者の拡大 (DBからDC等) (赤枠関連) 別紙1

・従来、DBの加入者の資格を喪失した者（以下「資格喪失者」という）で、老齢給付金の受給要件のうち支給開始要件以外を満たす者（※）（以下「老齢給付金の受給要件のうち加入者期間要件のみを満たす者」という）については、脱退一時金相当額をDC、他のDB、企業年金基金連合会（以下「企年連」という）等へ移換できませんでしたが、本改正により移換できるようになります。

※ 老齢給付金を受給するための加入者期間は満たすものの支給開始年齢に達していない者

(2) ポータビリティの拡充 (DC (企業型・個人型) からDB) (青枠関連) 別紙2

・本改正により、従来認められていなかったDC→DBへの移換が認められることとなります。

(3) ポータビリティの拡充 (中退共と企業年金 (DB・DC) 間) (緑枠関連) 別紙3

・本改正により、従来の要件に加え、合併等の場合において、中退共と企業年金 (DB・企業型DC) の相互にポータビリティができるようになります。

【企業年金等のポータビリティ拡充】

移換先 移換元	DB	企業型 DC	個人型 DC	中退共
DB	○ ※1	○ ※1	○ ※1	× → ○ ※3
企業型 DC	× → ○	○ (変更なし)	○ (変更なし)	× → ○ ※3
個人型 DC	× → ○	○ (変更なし)	/	× (変更なし)
中退共	○ → ○ ※2 ※2、3	○ → ○ ※2 ※2、3	× (変更なし)	○ (変更なし)

※1 脱退一時金相当額の移換可能対象者の拡大

※2 中退共に加入している企業が、中小企業でなくなった場合

※3 合併等の場合に限っての措置

以 上

(1) 脱退一時金相当額の移換可能対象者の拡大 (DBからDC等)

- ・ 確定給付企業年金法 (以下「法」という) 第 81 条の 2 (他の DB への脱退一時金相当額の移換) に規定する中途脱退者の定義が改正されたことにより、以下の通り、DC、他のDBおよび企年連等へ脱退一時金相当額の移換可能な対象者が拡大されました。

《変更前》



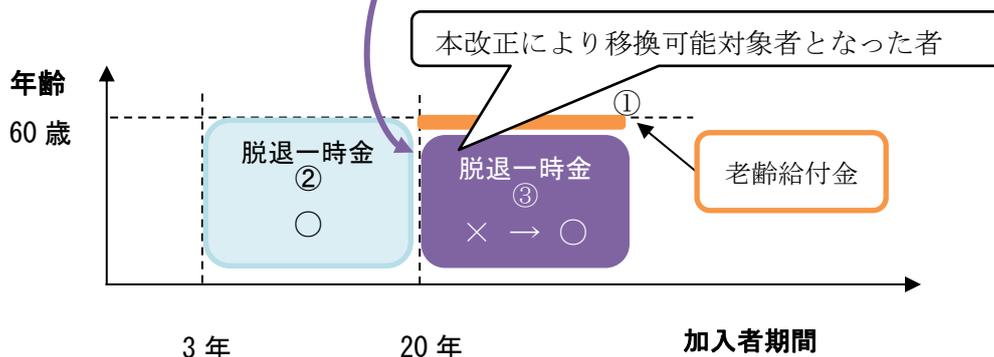
資格喪失者で脱退一時金を受けるための要件を満たす者 (「老齢給付金のうち加入者期間要件のみを満たす者」を除く) は移換できます。

《変更後》

資格喪失者で脱退一時金を受けるための要件を満たす者は移換できます。
ただし、脱退一時金相当額の一部だけを移換することはできません。

【本改正による拡大範囲の例 (支給要件が次のような場合)】

- 老齢給付金の支給要件：加入者期間 20 年以上で 60 歳到達 ……①
- 脱退一時金の支給要件：加入者期間 3 年以上 20 年未満の加入者資格喪失 ……②
- 加入者期間 20 年以上 60 歳未満の加入者資格喪失 ……③



(補足)

ア. DB規約の変更

- ・本改正により、規約に定める中途脱退者の定義が変更となりますので、DB規約の変更が必要となります。
- ・変更箇所は「中途脱退者の選択」、「中途脱退者への事業主の説明義務」の2ヵ所となります。

【規約型DB（規約変更例）新旧対照表】（平成30年2月23日付厚生労働省事務連絡）

新	旧
<p>(中途脱退者の選択) 〔第60条〕本制度の事業主は、中途脱退者（本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第26条に該当するものをいう。以下同じ。）<u>に</u>対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一～四 (略) 〔五 第28条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。〕</p> <p>2 (略)</p> <p>(中途脱退者への事業主の説明義務) 第65条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者に対して、<u>第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項</u>について、説明しなければならない。</p>	<p>(中途脱退者の選択) 〔第60条〕本制度の事業主は、中途脱退者（本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第26条第1号に該当するものをいう。以下同じ。）<u>が本制度の加入者の資格を喪失したときに、当該中途脱退者に、</u>次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給〔若しくは支給の繰下げ〕又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一～四 (略) 〔五 第28条第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。〕</p> <p>2 (略)</p> <p>(中途脱退者への事業主の説明義務) 第65条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者が加入者の資格を喪失したときは、<u>第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項</u>について、<u>当該本制度の中途脱退者に</u>説明しなければならない。</p>

- ・行政手続きは、法改正に伴う規約変更となりますので「届出不要」となります。
なお、基金型の変更手続きについては、理事長専決での対応も可能です。

イ. ポータビリティの対象者への説明

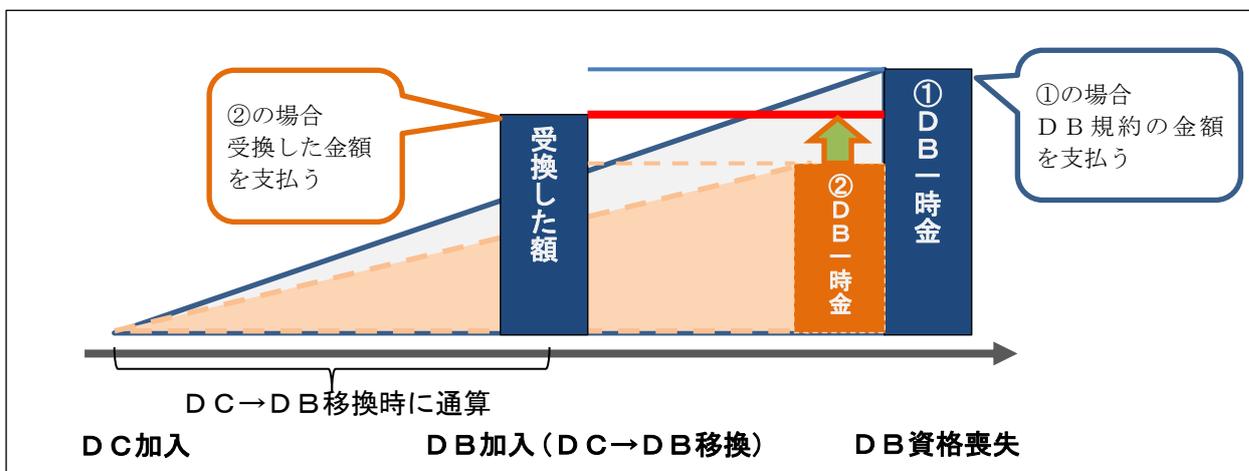
『企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について』（平成17年7月5日年企発第0705001号）が改正され、次の通り、対象者や説明内容が変更となりました。

- ・施行日以降、老齢給付金の加入期間要件を満たす者も含め、全ての脱退一時金の支給要件を満たす者に説明対象者が拡大されます。
なお、「脱退一時金相当額」および「当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間」に加え、DBからDC、他のDBおよび企年連等に脱退一時金を移換する場合は、「当該期間の開始日と終了日」の説明も必要となります。
- ・DBの加入者資格を喪失した日から1年以内に老齢給付金の受給権を取得することとなる者には、その旨および受給権を取得する日までの間に他の企業年金等に脱退一時金の移換または脱退一時金の受給が行なわれなかった場合は、老齢給付金を支給する旨を伝える必要があります。
- ・本改正により新たに脱退一時金相当額の移換可能対象者となる施行日前1年間の資格喪失者であって、脱退一時金を繰り下げている者に対し、ポータビリティの説明をする必要があります。

(2) ポータビリティの拡充 (DC (企業型・個人型) からDB)

- ・本改正によりDC (企業型・個人型) からDBへの移換が可能となります。ただし、あらかじめDB規約にDCの個人別管理資産を受換できる旨を定めること※が必要です。
 ※移換元DCを特定の企業型DCに限定することも可能
- ・DCから受換した資産の算定の基礎となった期間の全部または一部をDBの加入者期間に算入します。
- ・現行のDB間の資産移受換と同様に、受換したDBが支給する一時金の額（老齢給付金の支給開始後に支給する一時金を除く）は、DBの規約で定める方法により計算した額または受換した額のいずれか高い額とする必要があります。

【DCから受換した場合のDBの給付額について】



(補足)

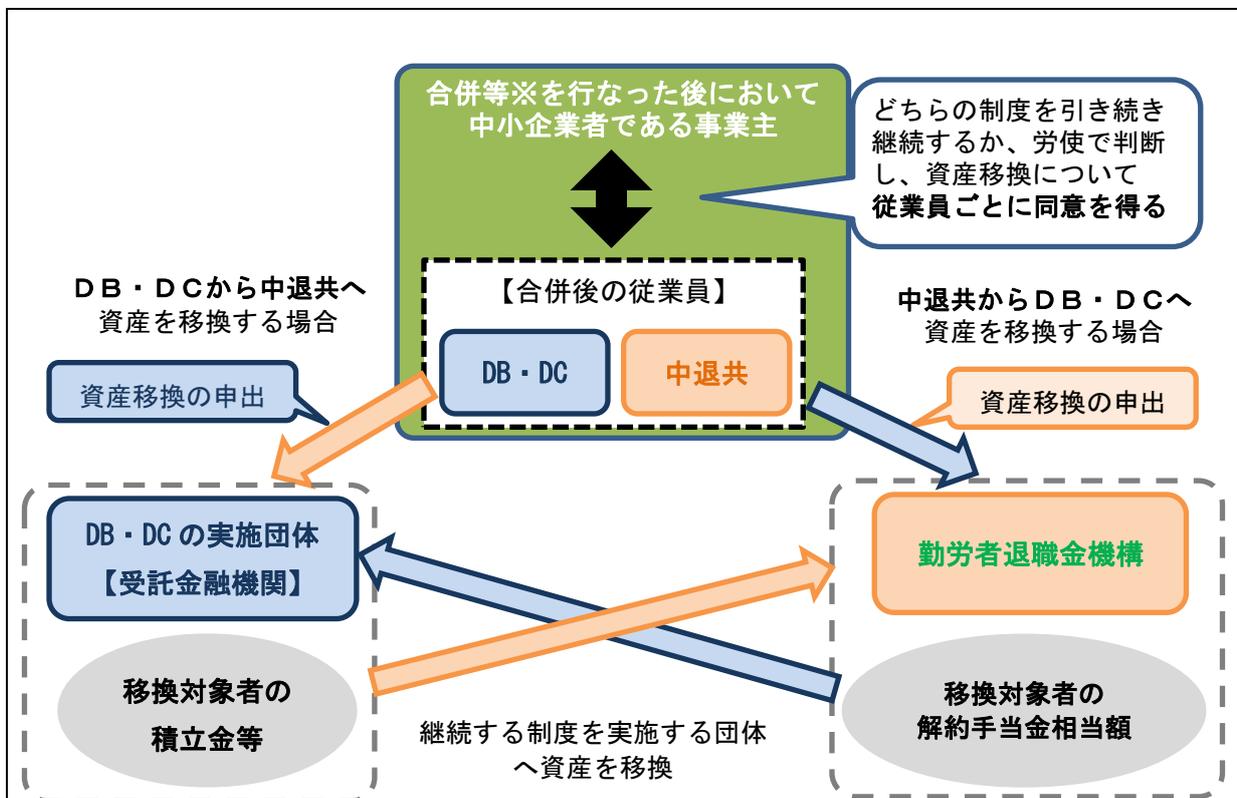
- ・DCの加入者であった者が移換可能なDBに加入する場合、DBの実施事業主または基金は、DBに移換できることおよび移換に関して必要な事項を説明しなければなりません。
- ・DBの実施事業主または基金は、DCからの受換を受けた加入者に給付を行なうこととなったときは、受換した年月日、額およびDBの加入者期間に算入される期間を通知書の送付により通知しなければなりません。
- ・個人型DC加入者がDBの加入者資格を取得しDBに資産を移換するときは、本人から申出がない限り、DBの加入者となった日に個人型DCの加入者資格を喪失します。

別紙3

(3) ポータビリティの拡充（中退共と企業年金（DB・DC）間）

- ・合併等をした事業主が中小企業者である場合、あらかじめ規約に定めたうえで、中退共と企業年金制度（DB・企業型DC）の間で、資産移換を行なうことが可能となりました。
- ・2つの異なる制度が併存する場合に、どちらの制度を引き続き継続するか、労使で判断します。資産移換については、従業員ごとに同意を得て行なうことができます。
- ・中退共から受換した資産の算定の基礎となった期間の全部または一部をDBの加入者期間に算入します。
- ・現行のDB間の資産移受換と同様に、受換したDBが支給する一時金の額（老齢給付金の支給開始後に支給する一時金を除く）は、DBの規約で定める方法により計算した額または受換した額のいずれか高い額とする必要があります。

【DB・DC⇔中退共との資産移換のスキームについて】



※ 合併等の範囲

以下の行為により1つの中小企業にDB・DCと中退共が併存する場合です（会社法以外の法令に基づく、これらに相当する行為も含む）。

- ① 合併（吸収合併・新設合併）（会社法第2条第27号および第28号）
- ② 分割（吸収分割・新設分割）（会社法第2条第29号および第30号）
- ③ 事業譲渡（会社法第468条）（退職給付制度といった従業員の労働条件が承継される場合に限る。）